

岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成19年5月

平成19年 5月28日認定
平成19年 8月27日変更
平成20年 3月31日変更
平成21年 6月26日変更
平成21年12月 7日変更
平成22年11月12日変更
平成23年 7月 7日変更

岐 阜 市

岐阜市中心市街地活性化基本計画 目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○基本計画の名称 | 1 |
| ○作成主体 | 1 |
| ○計画期間 | 1 |
| | |
| 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 | 1 |
| 1 岐阜市の概要 | 1 |
| 2 中心市街地の現状分析 | 3 |
| 3 地域住民のニーズ等の把握・分析 | 13 |
| 4 従来の中心市街地活性化基本計画の評価 | 18 |
| 5 中心市街地の課題 | 22 |
| 6 中心市街地活性化の基本方針 | 24 |
| 7 中心市街地活性化の基本的視点と基本戦略・主要施策の方針 | 25 |
| | |
| 2. 中心市街地の位置及び区域 | 42 |
| [1] 位置 | 42 |
| [2] 区域 | 43 |
| [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 | 45 |
| 第1号要件 | 45 |
| 第2号要件 | 49 |
| 第3号要件 | 52 |
| | |
| 3. 中心市街地の活性化の目標 | 54 |
| 1 中心市街地活性化の目標 | 54 |
| 2 数値目標設定の考え方 | 54 |
| 3 計画期間の考え方 | 56 |
| 4 具体的な目標数値 | 57 |
| (1) 居住人口 | 57 |
| (2) 小売業年間商品販売額 | 60 |
| (3) 空き店舗数 | 69 |
| (4) 歩行者・自転車通行量 [休日1日当たり] | 72 |
| 5 フォローアップの考え方 | 90 |

| | |
|---|-----|
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | 93 |
| [1] 市街地の整備改善の必要性 | 93 |
| [2] 具体的事業の内容 | 94 |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 | 105 |
| [1] 都市福利施設の整備の必要性 | 105 |
| [2] 具体的事業の内容 | 105 |
| 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 | 110 |
| [1] まちなか居住の推進の必要性 | 110 |
| [2] 具体的事業の内容 | 110 |
| 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 | 116 |
| [1] 商業の活性化の必要性 | 116 |
| [2] 具体的事業等の内容 | 117 |
| 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 | 130 |
| [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 | 130 |
| [2] 具体的事業の内容 | 131 |
| 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 | 137 |
| [1] 市町村の推進体制の整備等 | 137 |
| 1 市庁内体制 | 137 |
| 2 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容 | 139 |
| 3 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場 | 140 |
| [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 | 146 |
| [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 | 148 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 | 150 |
| [1] 都市機能の集積の促進の考え方 | 150 |
| 1 中心市街地への都市機能の集積のための方針 | 150 |
| 2 郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置 | 152 |
| [2] 都市計画手法の活用 | 153 |
| 1 都市計画審議会への報告 | 153 |
| 2 大規模集客施設の立地規制に向けたスケジュール | 154 |
| [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 | 155 |
| 1 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状 | 155 |
| 2 岐阜市における庁舎などの行政機関、病院・学校の都市福利施設の立地状況 | 155 |
| 3 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況 | 157 |
| [4] 都市機能の集積のための事業等 | 159 |
| 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 | 160 |
| [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 | 160 |
| [2] 都市計画との調和等 | 164 |
| [3] その他の事項 | 164 |
| 12. 認定基準に適合していることの説明 | 165 |

■地区表現にかかる用語の定義

本基本計画において、地区表現にかかる用語については、おおむね次のように定義している。

| | |
|--------------|---|
| 中心市街地 | 本基本計画の計画区域である約 170ha < P 43 参照 >。 |
| 中心部 | 中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区（金華、京町、明徳、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西） |
| 柳ヶ瀬 | 都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地区（9ha）< P 43 参照 >を中心とするエリア。ただし、「柳ヶ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地区を指す。 |
| 岐阜駅周辺 | 都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地区（21ha）< P 43 参照 >を中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地区を指す。 |
| 岐阜大学医学部等跡地周辺 | 公共・公益施設が多く集積する岐阜大学医学部等跡地周辺地区（70ha）< P 43 参照 > |

■図表中の比率表示について

図表中の比率は、表示単位未満を四捨五入したため、計数が一致しない場合がある。